

特別企画：〈長野県内〉民事再生法の申請状況分析調査

県内の「民事再生法」申請件数、2016年度は0件 年度ベースで0件となったのは法施行後で初めて

はじめに

帝国データバンクが毎月発表している倒産集計の対象は法的整理による倒産である。すなわち、「破産」「特別清算」「民事再生法」「会社更生法」のいずれかを申請、あるいは手続き開始決定を受けたことが確認できたものをカウントしている。「破産」と「特別清算」は清算型、「民事再生法」と「会社更生法」は再建型と大きく区分されるが、この4つの中で圧倒的に多いのが清算型の「破産」。一方、2000年4月に施行された「民事再生法」は再建型手続きとして定着、2012年には県内における申請件数が累計で100件を突破した。

その「民事再生法」を申請し、適用を受けるケースがこのところ大幅に減少している。過去を振り返ると、年間10件を超えることもあったが、2010年度以降は10件未満の推移が続く。近年は金融機関や再生支援協議会が関与して事業再生スキームが構築され、事業を新会社に譲渡し、新会社のもとで再生を図り、旧会社は「特別清算」など清算型の手続きで処理するケースが増加。「事業再生を目指す手続き＝民事再生法」との構図には変化も生じている。

今回、2000年度～2016年度の民事再生法の申請状況を振り返るとともに、近年の変化の背景を改めて分析してみた。

調査結果（要旨）

■昨年度は「破産」85件、「特別清算」5件、「民事再生法」「会社更生法」各0件

2016年度における県内の倒産件数は90件。態様別では、「破産」が85件（構成比94.4%）で最も多く、「特別清算」が5件（同5.6%）、「民事再生法」と「会社更生法」はともに0件だった。県内では近年、「会社更生法」は該当がないが、「民事再生法」が0件となるのは同法が施行された2000年度以降で初めてである。

■「民事再生法」の累計は111件、2010年以降は10件未満続く

2000年度～2016年度における「民事再生法」の累計は111件。2009年度までは10件を超えることも珍しくなかったが、2010年度以降は10件未満にとどまっている。特に2014年度以降は、1件（2014年度）、2件（2015年度）、0件（2016年度）と極めて少ない。

■減少の背景には倒産件数自体の減少や事業再生スキームの多様化も

近年申請件数が減少している「民事再生法」。その背景には金融機関の支援などによる倒産件数自体の減少があるのに加え、事業再生スキームが多様化し、「民事再生法」によらない手続きが広がっていることも関係していると考えられる。

1. 2016年度の倒産、「民事再生法」は0件

県内における2016年度の倒産件数は前年度比12.6%減の90件。態様別にみると、「破産」が85件で全体の94.4%を占めた。このほか、「特別清算」が5件（同5.6%）、「民事再生法」と「会社更生法」はともに0件だった。

県内の倒産件数・態様別(2012年度～2016年度)

年度	破産	構成比 (%)	特別清算	構成比 (%)	民事再生法	構成比 (%)	会社更生法	構成比 (%)	合計	構成比 (%)
2012	115	92.0	6	4.8	4	3.2	0	0.0	125	100.0
2013	89	91.8	3	3.1	5	5.2	0	0.0	97	100.0
2014	76	89.4	8	9.4	1	1.2	0	0.0	85	100.0
2015	96	93.2	5	4.9	2	1.9	0	0.0	103	100.0
2016	85	94.4	5	5.6	0	0.0	0	0.0	90	100.0
合計	461	92.2	27	5.4	12	2.4	0	0.0	500	100.0

2012年度以降の5年間をみると、「破産」が毎年90%前後を占め、他を大きく引き離している。

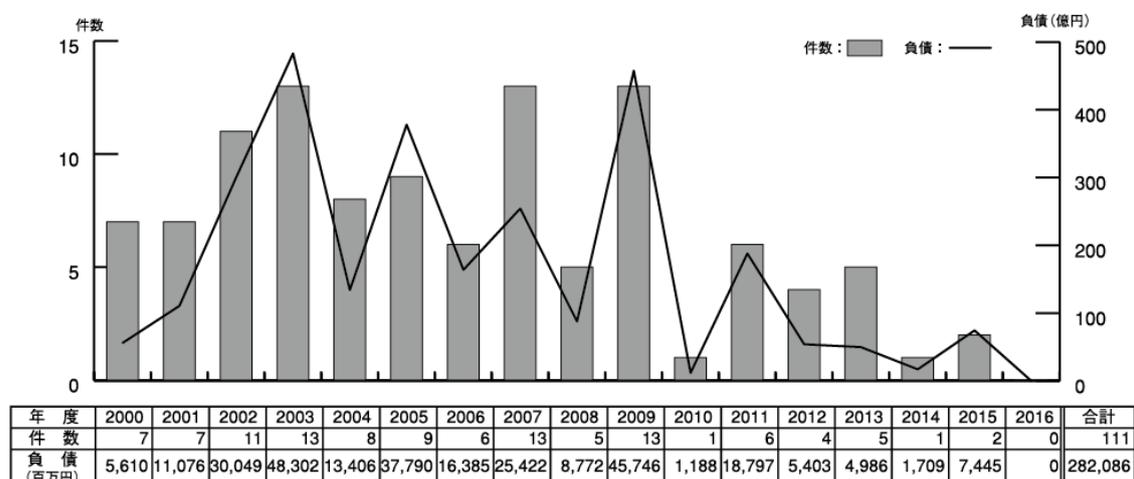
「特別清算」と「民事再生法」は例年10件未満だが、2013年度を除く4年で「特別清算」が「民事再生法」を上回っている。「民事再生法」が0件となるのは、この5年間で初めてとなるのはもちろん、同法が施行された2000年度以降で初。また、「会社更生法」の申請は極めて限られており、県内で最近該当があったのは2010年度まで遡る。

2. 申請件数は2010年度以降大幅に減少

下のグラフは、2000年度～2016年度の「民事再生法」申請件数と負債をまとめたものである。「民事再生法」は2000年4月に施行されており、2000年度が施行元年となるが、同年度には7件が申請。その後、2003年度・2007年度・2009年度はそれぞれ13件を記録し、2000年度～2009年度の10年間の累計は92件、1年平均にすると9.2件に達していた。負債規模も大きく、この当時は大型倒産として集計されるものの多くが「民事再生法」を申請し、その適用下で再建を図ろうとしていた。

ただ、2010年度になると1件へと急減。年度ベースで見ると、2009年度は倒産件数がピークとなった年で、2010年度は増加から減少に転じた年（184件→138件、25.0%減）。そこには2009年12月に施行された中小企業金融円滑化法が大きく関係している。「民事再生法」申請件数は、翌2011年度に6件へ増加したものの、以後それを上回ることなく、2014年度1件、2015年度2件と続き、2016年度は法施行後初めて0件となった。

県内の民事再生法申請件数・負債の推移(2000年度～2016年度)



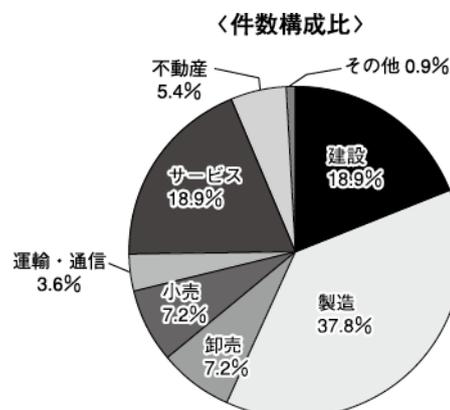
2010年度～2016年度の7年間の累計は19件。1年平均にすると2.7件である。2009年度までの平均9.2件とは大きな差が生じている。

3. 17年間の累計111件のうち、基幹産業の「製造」が42件で最多

県内では、「民事再生法」申請企業の累計が111件に達しているが、これを業種別によると、長野県の基幹産業でもある「製造」が42件で最多（構成比37.8%）、「建設」「サービス」がそれぞれ21件（同18.9%）で続いている。抜本的な再建を目指していくには、核となる事業に相応の価値を見出せなければ難しいが、その点県内には財務内容に課題があっても技術力の高い製造業者が多いことが、こうした結果につながっているものとみられる。「製造」は負債も36.4%を占め最大である。

業種別内訳（2000年度～2016年度）

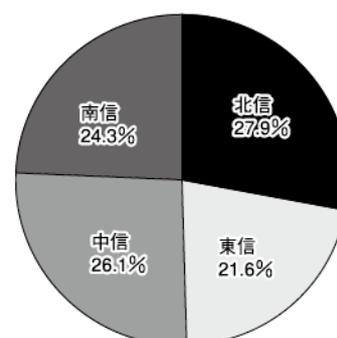
業種	件数	構成比 (%)	負債 (百万円)	構成比 (%)
建設	21	18.9	35,607	12.6
製造	42	37.8	102,611	36.4
卸売	8	7.2	13,967	5.0
小売	8	7.2	7,256	2.6
運輸・通信	4	3.6	9,552	3.4
サービス	21	18.9	80,737	28.6
不動産	6	5.4	30,056	10.7
その他	1	0.9	2,300	0.8
合計	111	100.0	282,086	100.0



地区別内訳（2000年度～2016年度）

地区	件数	構成比 (%)	負債 (百万円)	構成比 (%)
北信	31	27.9	80,245	28.4
東信	24	21.6	62,203	22.1
中信	29	26.1	60,243	21.4
南信	27	24.3	79,395	28.1
合計	111	100.0	282,086	100.0

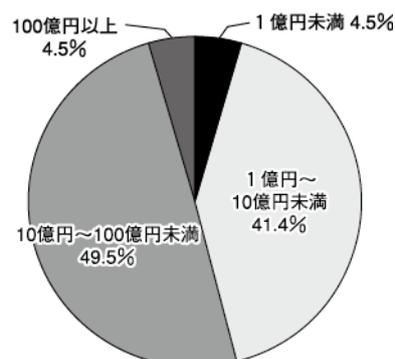
〈件数構成比〉



負債額別内訳（2000年度～2016年度）

負債	件数	構成比 (%)	負債 (百万円)	構成比 (%)
1億円未満	5	4.5	246	0.1
1億円～10億円未満	46	41.4	23,872	8.5
10億円～100億円未満	55	49.5	182,888	64.8
100億円以上	5	4.5	75,080	26.6
合計	111	100.0	282,086	100.0

〈件数構成比〉



地区別では、件数・負債とも4地区間でそれほど大きな差はない。また、負債別では「10億円以上100億円未満」が55件（構成比49.5%）で最多。「100億円以上」（5件、同4.5%）と合わせた「10億円以上」の構成比は54.1%と50%を超えており、比較的規模の大きな企業が再建を図る際に「民事再生法」を選択するケースが多いことを示している。

4. 減少の背景と今後の見通し

2000年度～2016年度の累計が111件の「民事再生法」申請件数。1年平均は6.5件だが、前記のように2009年度までは9.2件だったのに対し、2010年度以降は2.7件と近年極端に少なくなっている。

2009年度から2010年度にかけては、「民事再生法」だけでなく、倒産自体の発生に関する潮目も大きく変化。2008年9月のリーマン・ショックの影響は徐々に国内、さらに地方へと及び、2009年度には県内の倒産が184件と年度ベースで最多を記録した。この緊急事態に対し、国は2009年12月に中小企業金融円滑化法を施行し、企業が金融機関から借入金の返済条件緩和措置を受けやすくすることで倒産の発生を抑制。その効果は、2010年度に県内の倒産件数が前年度比25.0%減の138件にとどまったことにも表れている。金融円滑化法が期限を迎えた後も国の方針に基づき、金融機関の支援姿勢には大きな変化が生じなかったためこうした傾向は継続し、倒産件数は2014年度に85件まで後退したが、倒産の減少に伴い、「民事再生法」の申請件数も減少。「破産」と比べ再建の余地があると判断される「民事再生法」だけに、申請件数の減少はより明確だった。

また、金融機関や再生支援協議会の支援が強化される中で、検討され、構築される事業再生スキームが多様化してきたことも関係している。再建型とはいえ「民事再生法」の場合、手続きの過程で一般債権者に債権カット・分割弁済を求めるなど、少なからず周囲に影響が及ぶ。これを避けるため、経営の悪化した企業が手がけてきた事業を新会社に譲渡し、新会社のもとで事業の継続・再建を目指す一方、一般債務は弁済し、金融債務など特定の債務だけを残した旧会社を清算型手続きで処理するパターンなども散見。こうした「民事再生法」によらないスキームの広がり、申請件数減少の一因となっている。

金融機関や再生支援協議会の支援は今後も継続されるとみられるだけに、「民事再生法」の申請が抑制される傾向が当面続く可能性は小さくない。ただ、抜本的な再建を進めるために、客観的には早期の「民事再生法」適用が必要だとみられるケース、あるいは現在支援を受けている企業の“出口戦略”として「民事再生法」の申請が選択肢として浮上するケースも想定され、「申請0件」の長期化は考えにくい状況であることも事実である。

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

【内容に関する問い合わせ先】

株式会社帝国データバンク 松本支店 担当:奥原
TEL 0263-33-2180 FAX 0263-35-7763